

6 企業年金のポータビリティ（年金通算措置）

企業年金制度については、平成16年年金制度改正において、雇用流動化の流れの中で、制度間の垣根を越えた個人の離転職に柔軟に対応できる制度とするための改正が行われました。

具体的には、平成17（2005）年10月から、離転職の際に、厚生年金基金、確定給付企業年金間で加入者の年金原資の資産移換が可能となりました。また、確定給付企業年金から企業年

金連合会への資産移換も可能となり、確定給付企業年金からの脱退時や制度終了時においてこれまでの選択肢であった一時金での受給に加え、将来年金として受給できる途を開きました。さらに、厚生年金基金、確定給付企業年金から確定拠出年金への年金原資の資産移換も可能となりました。

＜図8-8＞企業年金のポータビリティのイメージ

